

○鯖江広域衛生施設組合議会公印規則

（昭和58年4月5日）
（議会規則第2号）

（目的）

第1条 この規則は、本組合議会の公印に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、公印とは公文書に使用する議会印および職印をいう。

（公印の種類）

第3条 公印の種類・寸法・書体・使用区分および個数は、別表のとおりとする。

（公印の保管）

第4条 議会事務局長（以下「局長」という。）は、公印を保管しなければならない。

（公印の調整および改廃）

第5条 公印の調整・改刻または廃止は、議長の決裁を得て行う。

（公印台帳）

第6条 局長は公印を登録し、これを整理するため公印台帳（様式第1号）を備えなければならない。

（公印の使用）

第7条 公印を使用するときは、原議書を局長に提示し、その承認を受けなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

別表

公印の名称	寸法 (単位センチメートル)	書体	使用範囲	個数
鯖江広域衛生施設組合議会之印	方 2.1	てん書	議会名をもって する文書	1
鯖江広域衛生施設組合議会議長 之 印	方 2.1	てん書	議長名をもって する文書	1
鯖江広域衛生施設組合議会事務 局長之印	方 1.9	てん書	事務局長名を もってする文書	1

様式第1号

公 印 台 帳

印 影	公印の名称		
	寸法		年 月 日調製
	書体		年 月 日改刻
	印材		年 月 日廃止
	備考		